

保険料の納め忘れにご注意を！



保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなることや、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付は、便利で安心、確実な『口座振替』または『クレジットカード納付』をお勧めします。

『前納割引制度』などを利用するとおトクです！

☆ 口座振替による納付方法は次の5種類あります。

- ① 2年前納（4月～翌々年3月分）
- ② 1年前納（4月～翌年3月分）
- ③ 6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ④ 当月末振替（早割）
- ⑤ 翌月末振替 ※割引なし

☆ クレジットカードによる納付方法は次の3種類あります。

- ① 2年前納（4月～翌々年3月分）
- ② 1年前納（4月～翌年3月分）
- ③ 6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）

※ 一部免除（一部納付）されている方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

☆ 口座振替での割引額の比較について（現金およびクレジットカードの場合は口座振替より若干割引率が下がります）

通常1カ月ごとに納めた場合と比べて、6カ月前納でおよそ1,000円（2年換算で4,000円程度）。1年前納でおよそ4,000円（2年換算で8,000円程度）。2年前納でおよそ15,000円が割引されます。前納期間が長いほど1回で納める額は高額となりますが、割引率が上がります。

口座振替による『2年前納、1年前納、4月～9月の6カ月月前納』の申込期限は2月28日ですので、ご希望の方は早急に手続きを！また、口座振替による前納『10月～翌年3月の6カ月月前納』の申込期限は8月末です。

☆ 現金による前納用納付書について

- ・ 1年度分・6カ月前納用の納付書は4月上旬に発送されます。
- ・ 2年度分前納に使用する納付書の発送は、お申し込みが必要なため稚内年金事務所へお問い合わせ願います。
- ・ 現金払いでの前納は1年度や6ヶ月分だけではなく、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要になりますので稚内年金事務所へお問い合わせ願います。

出産の際には一定期間保険料が免除されます



国民年金第1号被保険者の出産の際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度がありますが、免除には届出が必要ですので忘れずに届出をお願いします。

☆ 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

☆ 届出期間

出産予定日の6か月前から可能です。

- ・ 出産前に申請する場合には、母子健康手帳など出産予定日が確認できる書類を持参ください。
- ・ 出産後に申請する場合は、役場窓口にて出産日を確認できるため原則不要となりますが、申請者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類を持参ください。

☆ その他

- ◎ 産前産後免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。
- ◎ 産前産後免除は、法定免除や申請免除よりも優先されます。
- ◎ 任意加入の期間は、産前産後免除は適用されません。
- ◎ 産前産後期間の国民年金保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- ◎ 産前産後免除期間の保険料を前納している場合などは、該当月の保険料が還付されます。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812